

# 令和3年度 防府市中小企業振興資金融資制度一覽表

(令和3年6月29日現在)

資金名	融 資 の 対 象	資金使途	融資限度額 (千円)	融資利率 (年%)	保証料率 (年%)(注4)	融資期間 ( )は据置期間	保証人	担 保	摘 要	
一 般 資 金 (無担保、無保証人含む)	1 市内に主たる事業所を有し、引き続き6ヶ月以上事業を営んでいるもの (個人にあっては市内に住所を有すること(注1)) 2 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3 市税等を完納しているもの(注2) 4 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むもの 5 土地、建物の取得、申込入所有建物の新增改築等	運 転	15,000	1.8 (責任共有 制度対象外 は 1.6)	山口県信用保証協会 所定の率とする (市が一部又は全額負担)	7年以内 (12ヶ月)	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	原則として 徴求しない		
		設 備 (運転・設備併用)				10年以内 (24ヶ月)				
		特定設備	15,000			10年以内 (24ヶ月)				不 要
		運 転	7,500			5年以内 (6ヶ月)				
		設 備				7年以内 (12ヶ月)				
季 節 資 金	上記(1~4)の要件を備えているもの  申込みの時期 ・夏季 6/15~ 8/15 ・年末 10/25~12/25	運 転	5,000	1.9 (責任共有 制度対象外 は 1.7)	山口県信用保証協会 所定の率とする	6ヶ月	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	原則として 徴求しない		
		設 備								
運 鎖 倒 産 防 止 対 策 資 金	上記(1~4)の要件に加えて、次の要件を備えているもの 5 県の指定倒産企業(昭和52年12月1日以降指定)に対し50万円未満の売掛負債を有し かつ取引依存度が20%未満であること	運 転	7,500	1.7 (責任共有 制度対象外 は 1.5)	山口県信用保証協会 所定の率とする (市が全額負担)	5年以内 (6ヶ月)	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	原則として 徴求しない		
		設 備								
大 型 店 対 策 資 金	1 市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいるもの (個人にあっては市内に住所を有すること(注1)) 2 事業計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められるもの 3 市税等を完納しているもの(注2) 4 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むもの 5 大型店(3,000㎡を超える大規模小売店舗)の進出により事業活動に影響を受けるため、その対策と して店舗の新增改築もしくは移転・改装または取扱い商品の変更もしくは業種転換をしようとするもの	設 備	30,000 (運転資金は、 当該資金融資 総額の1/2を超 えてはならない)	1.6 (責任共有 制度対象外 は 1.4)	山口県信用保証協会 所定の率とする (市が一部又は全額負担)	10年以内 (24ヶ月)	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	必要に応じ て徴求する	大型店が営業を開始 することが建築着工 などにより客観的に 確実となった時から 大型店開店後3年以 内とする	
		設 備 に 伴 う 運 転 資 金 (運転資金だけの 融資はできない)				7年以内 (12ヶ月)				
大 型 店 入 店 資 金	上記(1~4)の要件に加えて、次の要件を備えているもの 5 大型店に入店しようとするものであること	設 備	30,000	1.8 (責任共有 制度対象外 は 1.6)	山口県信用保証協会 所定の率とする	10年以内 (24ヶ月)	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	必要に応じ て徴求する	大型店が営業を開始 することが建築着工な どにより客観的に確実 となった時から	
		運 転				7年以内 (12ヶ月)				
経 営 環 境 改 善 対 策 資 金	1 市内に主たる事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの (個人にあっては市内に住所を有すること(注1)) 2 事業計画が適正であり、おおむね3年以内に業績の回復が見込まれ、かつ貸付金の返済能力が認め られるもの 3 市税等を完納しているもの(注2) 4 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく特定中小企業者及び第6項の規定に基づく特例中小 企業者として市長の認定を受けたもの又は市商工振興課が定める罹災証明により市長の証明を受けたもの 5 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むもの	運 転	15,000	1.4	山口県信用保証協会 所定の率とする (市が全額負担)	5年以内 (12ヶ月)	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	原則として 徴求しない		
		設 備 (運転・設備併用)				7年以内 (12ヶ月)				
が ん ば る 中 小 企 業 応 援 資 金	新 規 開 業 資 金 次の1、2のいずれかの要件を備え、かつ3~6の要件を備えているもの 1 融資の決定から1箇月以内(法人にあっては2箇月以内)に市内で開業する具体的な計画があり、かつ 融資を実行する時点で当該事業に着手していること 2 申込み時点において、開業後6箇月(中心市街地(防府市中心市街地活性化基本計画に定める区域) にあっては、開業後1年)を経過していないこと 3 申込み時点において、20歳以上であること(法人においては代表者) 4 防府商工会議所から、事業計画に基づく経営指導および推薦を受けており、かつ審査会において付さ れた条件(自己資金等に関する条件)を満たしていること 5 市税等(市外の居住者にあつては、当該市町村の税等)を完納していること(注2) 6 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むものであること	運 転	12,500	1.3	山口県信用保証協会 所定の率とする (市が全額負担)	7年以内 (12ヶ月)	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	原則として 徴求しない		
		設 備				10年以内 (24ヶ月)				
		運 転	12,500			1.8				山口県信用保証協会 所定の率とする (市が全額負担)
設 備		10年以内 (24ヶ月)								
事 業 承 継 サ ポ ー ト 資 金	1 市内に主たる事業所を有し、引き続き同一事業を1年以上営んでいるもの 2 融資を決定しようとするときにおいて市内で事業承継する具体的な計画があり、かつ、融資を実行する 時点で当該事業に着手していることが明らかであること 3 事業承継にかかる事業計画を有し、その計画が適正であり、貸付金の返済能力が認められる者 4 市税等を完納しているもの(注2) 5 防府商工会議所から、事業計画に基づく経営指導および推薦を受けている者(中小企業における経営 の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による認定を受けている者も推薦を要する。) 6 当該事業に係る必要な許可または認可を受けている者 7 山口県信用保証協会の保証対象業種を営むもの	運 転	12,500	1.3	山口県信用保証協会 所定の率とする (市が全額負担)	7年以内 (12ヶ月)	原則として、法 人の代表者以外 は不要とする。	原則として 徴求しない		
		設 備				10年以内 (24ヶ月)				

(注 1) 市長が特に認める場合(市内で長年にわたり事業活動を行っているもの等)については、この限りではない。  
(注 2) 市税等とは市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料等をいう。  
(注 3) 1 常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とするものについては5人)以下であること。  
2 一企業に係る保証金額(一般保証額を含む)の合計額が750万円を超えないこと。  
3 申込日以前1年間において、市民税の所得割(法人割額)が課税されており、かつ当該税金を完納していること。  
4 中小企業信用保険法施行令で定める事業を行う者であること。  
(注 4) 保証料率は、信用保証協会のガイドラインに準拠し決定される。  
そ の 他 1 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。  
2 信用保証協会等との関係で、現に事故(求債権行使中、延滞中等)が発生していないこと。

お 申 込 み 先  
防府商工会議所及び東山口信用金庫、山口銀行、西京銀行、広島銀行、もみじ銀行、  
萩山口信用金庫の市内各支店  
お 問 合 せ 先  
防府市産業振興部商工振興課商工振興係 TEL:0835-25-2147  
〒747-8501 防府市寿町7-1(市役所1号館2階) FAX:0835-25-2364  
防府商工会議所 TEL:0835-22-4352  
〒747-0037 防府市八王子二丁目8-9 FAX:0835-22-4763